

産業廃棄物処分業許可（新規・更新）申請書 記載例

様式第八号（第十条の四関係）

（第1面）

産業廃棄物処分業許可申請書	
××年×月×日	
大分県知事	殿
申請者 〒870-×××× 住 所 大分県大分市大手町×丁目×番×号 氏 名 ××××株式会社 代表取締役 大分 太郎 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 097-×××-××××	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	中間処理 破碎：ガラスくず等、がれき類 （以上2種類。特別管理産業廃棄物を除く。 石綿含有産業廃棄物等の取扱いについては、別添チェック表のとおり。）
事務所及び事業場の所在地	事務所 大分県大分市大手町×丁目×番×号 電話番号 097-×××-××××
	事業場 大分県別府市×町×番、○番 電話番号 0977-××-××××
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	別紙1のとおり
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	所在地 ： 大分県別府市×町×番 面積 ： 200 m² (10 m×20 m) 産廃の種類 ： がれき類 保管上限 ： 308 t 最大積み上げ高さ： 2.5 m
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

（日本産業規格 A列4番）

(1) 施設の種類 : がれき類の破碎施設 (固定式)
設置場所 : 大分県別府市×町×番
設置年月日 : 平成30年10月1日
処理能力 : 80 t/日 (8時間)
許可年月日 : 平成30年8月1日
許可番号 : 指令循推第1号の3
産廃の種類 : ガラスくず等、がれき類

(2) 施設の種類 : がれき類の破碎施設 (固定式)
設置場所 : 大分県別府市×町○番
設置年月日 : 令和3年5月1日
処理能力 : 4 t/日 (8時間)
産廃の種類 : がれき類
※詳細は別紙様式第六号の2のとおり

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名		許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	
	大分県		04422××××××	
	福岡県		04002××××××	
	北海道		令和×年×月×日 申請中	
申請者(個人である場合)			複数許可を有する場合は別紙添付も可	
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所		
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称	住 所			
× × × × かぶしがいしゃ × × × × 株式会社	大分県大分市大手町×丁目×番×号			
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)				
(個人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所		
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称	住 所			
役員(法定代理人が法人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所		
	役 職 名・呼 称	住 所		
役員(申請者が法人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所		
	役 職 名・呼 称	住 所		
おおいた たろう 大分 太郎	昭和30年3月1日	大分県大分市上野丘×丁目×番×号		
	代表取締役	大分県大分市府内町×丁目×番×号		
べっぶ いちろう 別府 一郎	昭和35年3月1日	大分県別府市大字鶴見×××番地		
	取締役	大分県別府市新別府×番×号		
おおいた じろう 大分 次郎	昭和40年3月1日	大分県大分市上野丘×丁目×番×号		
	取締役	大分県大分市府内町×丁目×番×号		
おおいた さぶろう 大分 三郎	昭和45年3月1日	大分県大分市上野丘×丁目×番×号		
	監査役	大分県大分市府内町×丁目×番×号		

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数		1 0 0 0 株	出資の額	1 0 0 0 万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	本	籍
		割 合	住	所
おおい たろう 大分 太郎	昭和30年3 月1日	500 株	大分県大分市上野丘×丁目×番×号	
		50 %	大分県大分市府内町×丁目×番×号	
× × けんせつかぶしがいいしや × × 建設株式会社	代表取締役 べっぶ じろう 別府 次郎	400 株		
		40 %	大分県別府市新別府×番×号	
べっぶ いちろう 別府 一郎	昭和35年3 月1日	100 株	大分県別府市大字鶴見×××番地	
		10 %	大分県別府市新別府×番×号	
法人株主がある場合は、所在地と代表者（ふりがな）を記入すること				

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月	本 籍
	役職名・呼称	住 所
おおいた しろう 大分 四郎	昭和35年5月1	大分県大分市上野丘×丁目×番×号
	別府支店長	大分県大分市府内町×丁目×番×号

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この株式の例により作成した書面に記載して、その書類を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第六号の 1

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

大分県内の建設工事現場において生ずるガラスくず等、がれき類を受け入れて、破碎施設を用いて破碎処分を行う。破碎処分した産業廃棄物は売却し、有償譲渡できないものは他社に委託して埋立処分する。

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	処分量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名 称 及 び 所 在 地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	ガラスくず等	100t/月	固形	(株) × × 産業 大分県 × × 市 × × 他 県内建設現場	破碎	〇〇産業(株) 大分県別府市 × 町 △ 番
2	がれき類	800t/月	固形	同上	破碎	同上
3						
4						
5						
6						
7						
8						

備考 取扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

取り扱う産業廃棄物のチェック表（処分業用）

処分方法

破碎

1 管理型産業廃棄物の取り扱い

種 類	備考（管理型産業廃棄物の取り扱い）		
	管理型産業廃棄物の種類	含 む	含まない
廃プラスチック類	自動車等破碎物		
	廃容器包装		
	廃プリント配線板		
金 属 く ず	自動車等破碎物		
	廃容器包装		
	廃プリント配線板		
	鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの		
	鉛製の管又は板であって不要物であるもの		
ガラスくず等	自動車等破碎物		○
	廃ブラウン管（側面部に限る）		○
	廃石膏ボード		○
	廃容器包装		○

・自動車等破碎物・・・自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部の破碎に伴って生じたものをいう。

・廃プリント配線板・・・鉛を含むはんだが使用されているものに限る。

・廃 容 器 包 装・・・固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの

（別表第五の下欄に掲げる物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬、又は処分の際にこれらの物質が混入し又は付着したことがないものを除く。）をいう。

*別表第五の下欄に掲げる物質

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン

2 石綿含有産業廃棄物の取り扱い

種 類	含 む	含まない
石綿含有産業廃棄物		○

・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）。

3 汚泥の取り扱い

種 類	区 分	含 む	含まない
汚 泥	有機汚泥		
	無機汚泥		

・有機汚泥とは、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液から生ずる汚泥、動植物性原料を使用する各種製造業の廃水処理後に生ずる汚泥（動植物性残渣）、ビルピット汚泥など有機物を含む汚泥である。

・無機汚泥とは、土木工事現場や浄水場、金属メッキ工場などから出る廃汚水からの無機質のみの汚泥である。代表的なものとしては、赤でい、けい藻土かす、炭酸カルシウムかす、廃白土、浄水場の沈でん池より生ずる汚泥がある。

4 水銀使用製品産業廃棄物の取り扱い

種 類	含 む	含まない
水銀使用製品産業廃棄物		○

次の①～③の製品が産業廃棄物となったもの

- ①「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」（平成 27 年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 2 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に該当する水銀使用製品のうち、①表 A、B の製品。
- ② ①の製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品（①の製品名の後に※印がある製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品及び顔料が塗布された製品を除く。）
- ③ ②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

① 表A. 水銀使用の表示の有無によらず対象となる製品		
製 品	判 別 方 法	水銀回収義務
一次電池		
水銀電池	品番が「NR」「MR」で始まるもの。	
空気亜鉛電池	品番が「PR」で始まるもの・空気穴が開いているもので、且つ国内メーカーのものであれば、水銀が使用されていると考えられる。	
蛍光灯(※)		
直管形、環形、角形、コンパクト形	（品番が「F」で始まるものを含むすべてのもの）	
電球形蛍光灯	（品番が「EF」で始まるものを含むすべてのもの）	
無電極、冷陰極、外部電極	日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について ^{注1} 」を参照。	
HIDランプ(※)、放電ランプ(※)	日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について ^{注1} 」を参照。	
農薬	包装等に成分の表示あり。昭和48年以降は使用禁止。	
気圧計、湿度計、ガラス製温度計、水銀体温計、水銀式血圧計、握力計	目視で金属水銀の封入が確認可能。	○
液柱形圧力計、弾性圧力計(※) ^{注2} 、圧力伝送器(※) ^{注2} 、真空計(※)、水銀充満圧力式温度計(※)	目盛板又は銘板で情報提供されている例が多い。その他説明書、カタログ、メーカーHPで確認可能。	○
温度定点セル	説明書等の記載を参照。	
顔料(※)	名称(水銀朱、辰砂)から判別可能。	
ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る)、水銀抵抗原器、周波数標準機(※)	特殊品のため水銀含有は自明。	
灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、差圧式流量計、傾斜計	特殊品のため水銀含有は自明。	○
参照電極	使用目的から水銀含有は自明。	
医薬品		
チメロサルを含む医薬品	添付文書に記載。	
マーキュロクロムを含む医薬品	有効成分の表示あり。名称からも判別可能。	
塩化第二水銀を含む医薬品	成分表示、名称、又は用途から判別可能。	
水銀等の製剤	毒劇法に基づき包装等に成分の表示あり。	
注1 日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」 http://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/jigyو.htm#shu		
注2 ダイアフラマ式のものに限る。		
表B. 水銀が目視で確認できる場合に対象となる製品		
製 品	判 別 方 法	水銀回収義務
スイッチ及びリレー(※)	目視で金属水銀の封入が確認可能なものがある。	○

5 水銀含有ばいじん等の取り扱い

種 類	含 む	含まない
水銀含有ばいじん等		

水銀含有ばいじん等（産業廃棄物）

水銀含有ばいじん等の対象

水銀又はその化合物に汚染されたものが廃棄物となったものが水銀汚染物ですが、そのうち、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物で、次の条件に該当するものが水銀含有ばいじん等として扱われます。また、水銀を一定以上含む水銀含有ばいじん等は、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられています。

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 [※] を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀 [※] を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 [※] を15mg/Lを超えて含有するもの	水銀 [※] を1,000mg/L以上含有するもの

注 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

様式第六号の2

3. 施設の概要（許可外処理施設）	
処理施設の種類	がれき類の破碎施設
設置場所	大分県別府市×町○番
設置年月日	令和3年5月1日
処理能力	4 t/日(8時間)
廃棄物の種類	がれき類
処理施設の処理方式及び設備の概要	(1) 処理方式 1軸破碎機 (2) 設備の概要 設備の名称 : 破碎機 製品名 : ABC-Ⅲ 型番 : ××× 製造元 : 株式会社□□□□ 付帯施設 : ホッパー、ベルトコンベア、 : スクリーン、ノズル式散水装置
環境保全設備の概要	・騒音や振動を防止するため、屋内に設置する。 ・破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために破碎機部分と排出部分の2箇所に散水装置（ノズル式）を設ける。

最終処分場を持っていない場合は、省略可

様式第六号の3

3. 最終処分場（許可外）	
最終処分場の種類及び名称	
設置場所	
設置年月日	
最終処分場の規模等	
埋立対象廃棄物の種類	
構造及び設備の概要	
放流水の水質等	
その他環境保全対策	

様式第六号の4

5. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

(1) 処分業務の計画

- ・産業廃棄物の処分を受託するときは、種類や性状等が記載された書面・写真等の提出を求めるなどにより、当社が所持している産業廃棄物所分業の許可で処理できることを確認した後、委託契約を締結する。
- ・産業廃棄物管理票の記載内容と整合しているかを確認した後、産業廃棄物を引き受ける。産業廃棄物管理票がない場合は引き受けない。
- ・受け入れた産業廃棄物は、産業廃棄物処理基準に従って処分を行う。処分終了後は必要事項を記載し産業廃棄物管理票の写しを排出者に送付するとともに、5年間保存する。
- ・処理に関する帳簿を事業場ごとに作成して備えつけ、毎月末までに前月分の記録を終了し、1年ごとに閉鎖し5年間保存する。

(2) 受入れ廃棄物の性状確認及び計量方法

① 性状の確認

委託契約書に記載された受入れ廃棄物に関する情報や「廃棄物データシート」に記載された情報等と整合しているかを目視で確認する。また、石綿含有産業廃棄物でないことを書類等により確認する。確認の結果、処理できないものは受入れを拒否する。

② 計量方法

事業場内にある電子式トラックスケールにより計量を行う。

(3) 設備・機器の点検検査計画

設備や施設は日常点検を行い異状がないか確認するとともに、その結果を3年間保存する。また、年1回以上、製造メーカーのメンテナンスを受け、その結果を3年間保存する。

(4) 処分業務を行う時間

9時～17時(休憩 12時～13時)

(5) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～1月3日）

従業員数内訳

××年××月××日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で準 用する第4条の7に規 定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記 外の役員	事 務 員	運 転 手	作 業 員	そ の 他	合 計
4 人	1 人	0 人	1 人	5 人	5 人 (運転手2人 と兼務)	0 人	14 人

6. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

- ・ 破砕機の上に飛散防止ガードを設けて飛散を防止するとともに、散水装置を使用し、粉じんの発生を防止する。
- ・ 破砕機の投入口にバックホーを用いてがれき類を投入するときは、飛散しないように注意して作業を行う。
- ・ 騒音・振動・粉じん飛散防止のため、破砕機は外壁を覆うとともに篩は屋内に設置する。
- ・ 床面をコンクリートで舗装し振動を防止する。
- ・ ねずみや衛生害虫等が発生した場合は、直ちに駆除する。
- ・ 定期的に清掃を行い、構内の清潔を保持する。

(2) 保管施設において講ずる措置

- ・ 保管場所には表示、囲いを設ける。
- ・ 作業を行う際には、飛散・流出しないよう散水し、周りに人がいないことを確認した上で慎重に作業を行う。また、強風、大雨の際には作業をしない。

(3) 最終処分場において講ずる措置

該当なし

事業の開始に要する資金が必要無い場合は
「既存の施設等があり、新たな資金は必要ない。」と記載する。

(第8面)

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する 資 金 の 総 額	53,500	
土 地	購入費 5,000	
事 務 所	造成費 2,500 建設費 5,000	
破 碎 施 設	購入費 40,000	
保 管 施 設	建設費 1,000	
調 達 方 法	自 己 資 金	10,000
	借 入 金	43,500
	(借入先名)	
	〇〇銀行	43,500
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

個人で申請する場合のみ必要

(第9面)

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
××年×月×日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	〇〇銀行預金		3,000
有価証券			
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土 地	自宅宅地 駐車場土地	110 ㎡	20,000
建 物	自宅	1 棟	12,000
備 品			
車 両	ダンプ	1 台	3,000
そ の 他			
資 産 計			38,000
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金	〇×銀行		19,000
短期借入金	△□銀行		500
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			19,500

(第 10 面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

××年×月×日

大 分 県 知 事 様

申請者

住所 大分県大分市大手町×丁目×番×号

氏名 ××××株式会社

代表取締役 大分 太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

様式第八号

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類		
処分後の産業廃棄物の種類	ガラスくず等、がれき類	
発 生 量 (t/月又はm ³ /月)	900 t/月	
処 理 方 法	自 己 処 理	(処分場所)
	委 託 処 理	(処分業者名) 〇〇産業(株)
		(所在地) 大分県別府市×町△番
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売 却 中間処理、売却の場合は具体的な方法 再生砕石として建設業者に売却する。 売却できないものは、埋立処分を委託する。	
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。		